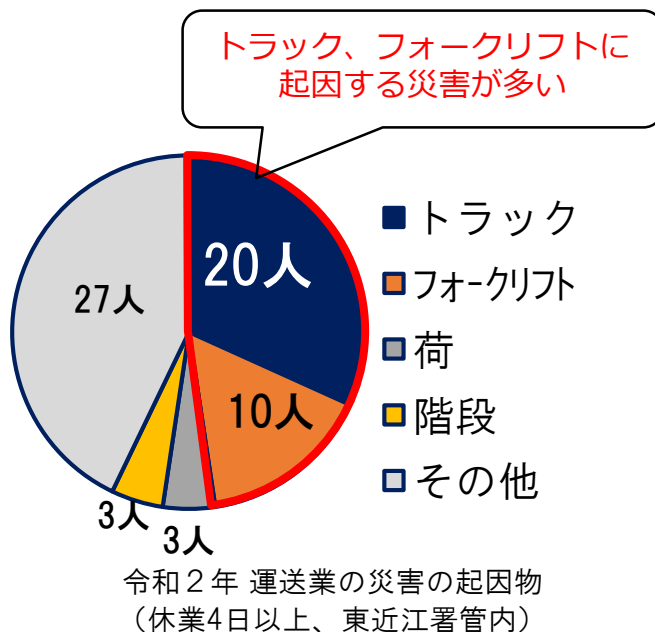
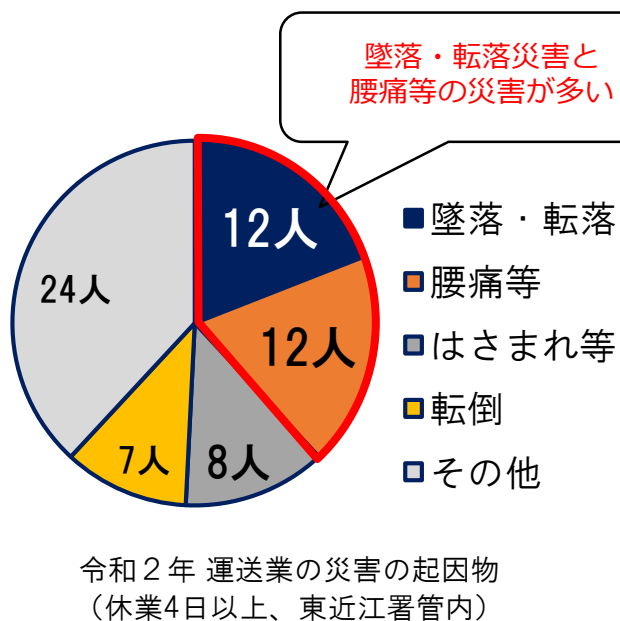
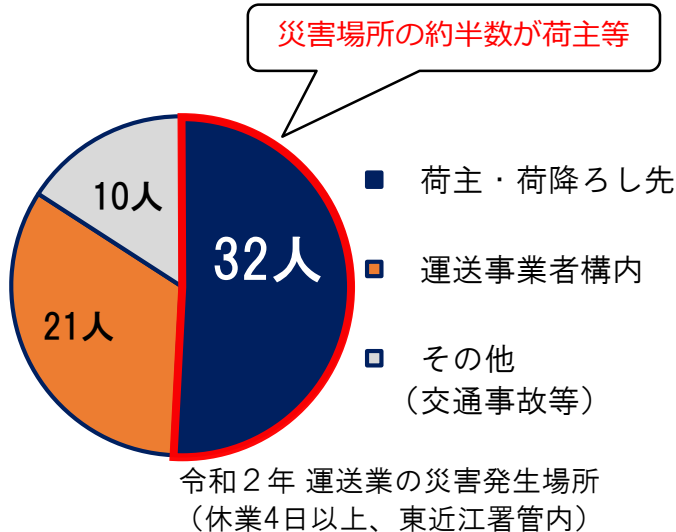
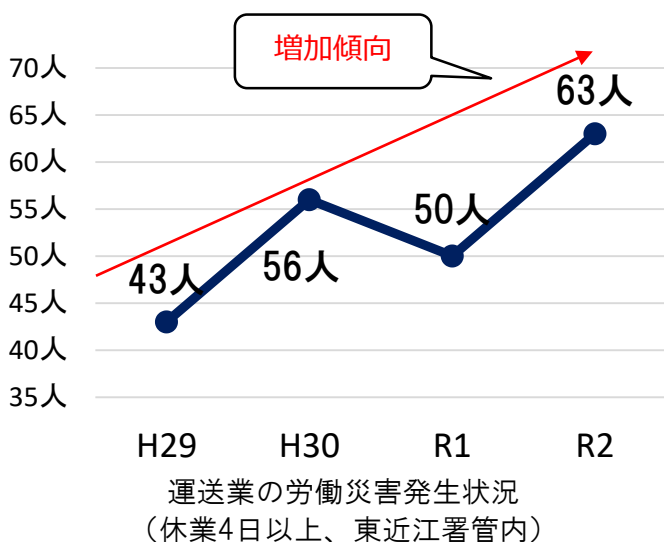


運送業での労働災害が増加しています!!

荷主、荷降ろし先における荷役作業の安全確保にご協力ください

- ❑ 令和3年も3月末速報値で前年比4件（+44%）増加しています
- ❑ 運送業の労働災害の約半数は荷主、荷降ろし先で発生しています
- ❑ 最も多い労働災害は墜落・転落となっており（令和2年は腰痛等が同数発生）、トラックの荷台からの墜落・転落災害が多く発生しています
- ❑ このほか、フォークリフトとの接触等、フォークリフトに起因する労働災害が2番目に多く発生しています



荷役作業時の墜落・転落災害、フォークリフト災害の防止に取り組みましょう！



東近江労働基準監督署

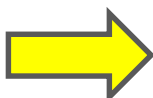
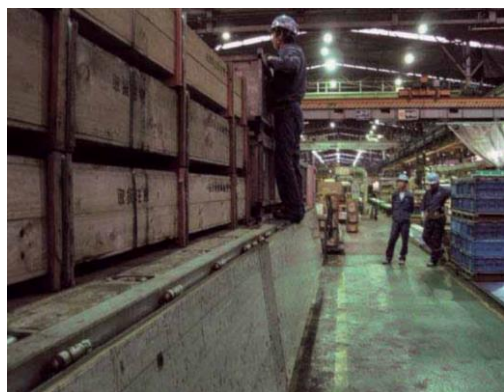
墜落・転落の災害事例

1. 荷台の荷にシートを被せる作業中、シートを後ろまで伸ばし、車両後方の**あおりの上**に立って更に後ろに引っ張ったところ、シートから手が滑って**転落**した。(頸椎骨折 休業見込み3か月 R1.6)
2. 現場において、4tトラックの**あおりの上**に乗り(高さ約1.5m)、部材を整えていたところ、足を滑らせて**転落**した。(腰背部・臀部打撲 休業見込み20日 R2.5)
3. 事業場内において、10tトラック荷台のコンパネを整理していたところ、**荷台**から1m10cm下のアスファルト上に**転落**した。ヘルメットは被っていなかった。(頭部、腰部打撲 休業見込み2か月 R2.7)
4. トラック荷台上で荷締め作業に従事していたところ、**雨で濡れていた積み荷**の二段積み型枠から足を滑らせて通路に**転落**した(右下腿両骨骨折 休業見込み3か月 R2.7)

墜落・転落の対策 (1)作業床の設置

「荷役作業を安全に」リーフレットより

キャスター付き(移動式)のプラットホームを設置



改善



荷台の両横に移動式の作業床(架台)を設置



シート掛け作業風景

荷役作業時の墜落・転落防止のため、荷主等が管理する施設に、**安全な作業床の設置**が求められています

墜落・転落の対策 (2) 墜落制止用器具(安全帯)の取付設備の設置

レールと墜落制止用器具の取付設備を設置



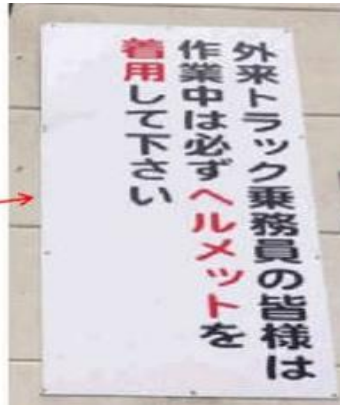
拡大図



荷主等が管理する施設に、**墜落制止用器具の取付設備**
(親綱、フック等)の設置をご検討ください

墜落・転落の対策 (3) 保護帽の着用徹底

倉庫入り口に、トラック乗務員に対するヘルメット着用の注意喚起の掲示をしている



荷主等の構内で荷役作業を行う場合は、「**墜落時保護用**」の型式検定を受けた**保護帽の着用を徹底**してください

墜落・転落の対策 (4) 昇降設備の使用

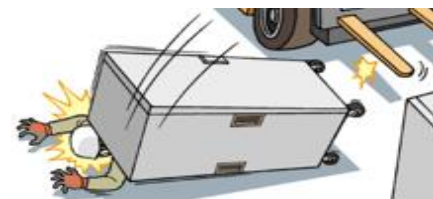
安全に昇降するための設備を積み下ろし場に常設している



そのほか、荷役作業場所の照度確保、床面の凹凸解消・防滑対策も重要です

フォークリフトの災害事例

1. 荷主の倉庫内でトラックに積み込み作業中、バック走行で近づいてきた**フォークリフトと接触**して転倒した。（頭部 骨折 休業3か月 R2.10）
2. 荷降ろし先のフォークリフト運転者がトラックから荷を降ろし、被災者は荷台上で一緒に荷降ろし作業をしていた。フォーク上の荷が傾いたので被災者が荷を手で押さえたところ、**フォークリフトが動いた**ため、そのままバランスを崩して荷台下に**落下**した。（足 骨折 休業1か月 R2.10）
3. 荷主のフォークリフト運転者がトラックへ荷積みし、被災者は荷台上で一緒に荷積み作業をしていた。荷台へ商品を置き、フォークを抜く際、フォークが商品に引っ掛かり、被災者側に**商品が倒れそうになった**ため、とっさに商品を支えたとき、肩等を**捻挫**した。（手・肩 捻挫 休業1か月 R2.6）



フォークリフト災害の対策

1. 運送業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った**資格**を有していることを確認する（荷主等の労働者、荷主等に派遣された派遣労働者が運転する場合も同じ）。
2. 所有するフォークリフトの**定期自主検査**を実施する。
3. 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、運送業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者に、フォークリフトによる荷役作業に関し、**安全教育を実施**する。（教育内容例）
 - ・ 周囲の安全を確かめながら運転操作。特に荷の運搬中は急な上昇、下降、旋回は行わない。
 - ・ 吊り上げ等の用途外使用の禁止、荷崩れ防止措置の実施。
4. 荷主等の管理する施設において、死角となる箇所への**ミラーの設置**、構内におけるフォークリフト**使用のルール（制限速度、歩行者立入禁止エリア、フォークリフト走行エリア等）**を定め、労働者の見やすい場所に掲示する等により周知する。



フォークリフト通行時は簡易柵を設け、人の進行を禁止するよう監視。

歩行者とフォークリフトの通行区域を分離

荷役作業の安全対策チェックリスト

（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より）

